

鹿児島県における公文書管理体系

現行（令和5年度まで）

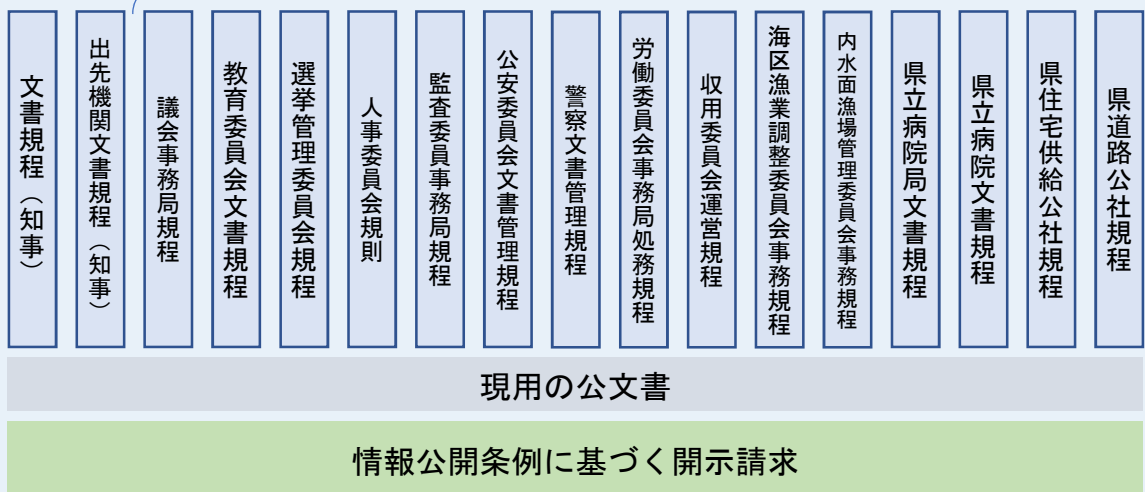
○公文書の管理

各実施機関がそれぞれ公文書の管理に関する定めを制定

○県民等の利用

鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求制度により各実施機関が対応

※知事部局に準じた内容となっているが、知事の権限は及ばない。



条例施行後（令和6年度から）

○公文書の管理

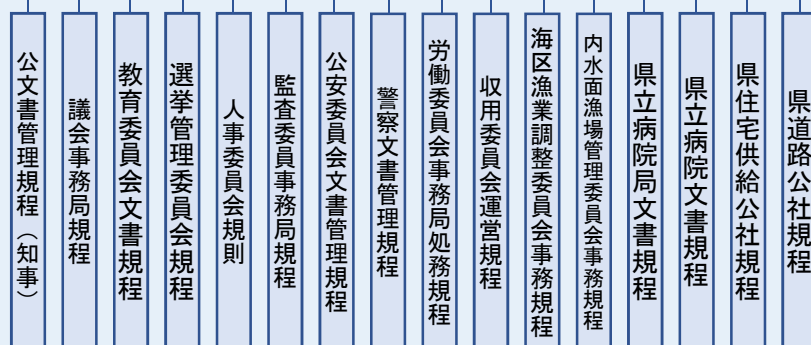
- ・ 条例や規則に基づき、**統一的なルール**を制定
- ・ 公文書管理規程の制定及び改廃に当たっては、**鹿児島県公文書管理委員会**に諮問

○歴史公文書の適切な保存及び利用等

- ・ 保存期間を満了した歴史公文書は、**特定歴史公文書**として知事に移管
- ・ 特定歴史公文書は、公文書管理条例に基づく**利用請求制度**により知事が対応（現用の公文書については、現行どおり）

鹿児島県公文書等の管理に関する条例

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則



情報公開条例に基づく開示請求

公文書のうち歴史公文書に該当するものは、保存期間満了後、知事に移管

特定歴史公文書

公文書管理条例に基づく
利用請求